

三 寄託等の業務の実施に係る組織、寄託等の業務の方法その他寄託等の業務を実施するための体制が、次に掲げる事項に適合するよう整備されていること。  
 イ 寄託者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。  
 ロ 特定の者を不当に差別的に取り扱つものでないこと。

ハ 実施要綱の規定に従い、すべての又は特定の種類の微生物について受託し、当該微生物についての生存試験を行つて当該微生物を保管することができるものであること。  
 ニ 実施要綱の規定に従い、受託証を寄託者に対して交付し、必要な場合に応じ生存に関する証明書を交付することができるものであること。

ホ 寄託された微生物につき、秘密の保持の要件を満たすことができるものであること。  
 ヘ 実施要綱の規定による条件及び手続に従い、寄託された微生物の試料を分譲することができるものであること。

(指定の公示)  
 第四条 特許庁長官は、第一条第一項の指定をしたときは、第一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び指定をした日を公示するものとする。  
 (変更の届出等)  
 第五条 第一条第一項の指定を受けた法人(以下「指定機関」という。)は、第一条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更しようとする内容を特許庁長官に届け出なければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。  
 (適合命令)  
 第六条 特許庁長官は、指定機関が第三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命令することができる。

第七条 特許庁長官は、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。  
 一 前条の規定による命令があつたにもかかわらず、当該命令に係る措置を講じていないと認めるとき。  
 二 不正の手段により第一条第一項の指定を受けたとき。  
 2 特許庁長官は、前項の指定の取消をしたときは、その旨を公示するものとする。  
 3 第一項の指定の取消に係る指定機関は、寄託を継続できなくなつた微生物について特許庁長官が必要と認める措置をとるものとする。  
 (報告等)  
 第八条 指定機関は、一年に一回以上、少なくとも次の事項を記載した報告書を特許庁長官に届けるものとする。  
 一 微生物の受託、保管及び分譲に関する事項  
 二 会計に関する事項  
 三 運営又は組織に関する変更その他報告すべき事項  
 2 前項に定めるもののほか、特許庁長官は、指定機関に対し、実施要綱に基づく業務の実施状況についての報告を求めることができる。  
 (受託範囲外の微生物であることが明らかにした場合の通知)  
 第九条 指定機関は、第一条第一項第三号の種類でない微生物を保管していたことが明らかにした場合、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

この告示の施行の際現に特許法施行規則第二十七條の二第一項の規定に基づく指定を受けており実施要綱に即して寄託等の業務を行つている者については、第一条第一項の指定を受けたものとみなす。

○経済産業省告示第六十二号  
 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第九項の規定に基づき、経済産業省又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する平成二十年度第一次補正予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。  
 平成二十一年三月三十一日  
 経済産業大臣 二階 俊博  
 一 経済産業省から交付する特定補助金等  
 レアメタル等高効率抽出・分離技術開発に係る委託費及び中小企業向けSaaS活用基盤整備事業に係る委託費  
 二 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等  
 大学発事業創出実用化研究開発事業のうち民間企業等支援に係る助成金、微生物機能を活用した環境調和型製造基盤技術開発に係る委託費、幹細胞産業応用促進基盤技術開発に係る委託費、環境調和型製鉄プロセス技術開発に係る委託費、環状調和型製鉄プロセス技術開発に係る委託費、固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発に係る委託費、水素製造・輸送・貯蔵システム等技術開発に係る委託費及び固体酸化物形燃料電池システム要素技術開発に係る委託費  
 ○経済産業省告示第六十三号  
 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第九項の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する平成二十年度第二次補正予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。  
 平成二十一年三月三十一日  
 経済産業大臣 二階 俊博

一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等  
 イノベーション実用化助成事業に係る助成金  
 ○経済産業省告示第六十四号  
 自転車競技法施行規則(平成十四年経済産業省令第九十七号)第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。  
 平成二十一年三月三十一日  
 経済産業大臣 二階 俊博

| 競輪場名 | 年間開催回数 | 年間開催日数 |
|------|--------|--------|
| 函館   | 十二回    | 六十一日   |
| 青森   | 十二回    | 六十一日   |
| いわき平 | 十二回    | 六十一日   |
| 弥彦   | 十二回    | 六十一日   |
| 前橋   | 十回     | 五十五日   |
| 取手   | 十二回    | 六十一日   |
| 宇都宮  | 十二回    | 六十一日   |
| 大宮   | 十二回    | 六十一日   |
| 西武園  | 十二回    | 六十一日   |
| 京王閣  | 十二回    | 六十一日   |
| 立川   | 十二回    | 六十一日   |
| 松戸   | 十二回    | 六十一日   |
| 千葉   | 十二回    | 六十一日   |
| 花月園  | 十三回    | 六十三日   |
| 川崎   | 十二回    | 五十七日   |
| 平塚   | 十回     | 五十五日   |